

琉球新報

2008年(平成20年)

11月19日(水)

発行所 琉球新報社

郵便番号 〒900 8525

那覇市天久905番地

私書箱 〒900 8656

那覇中央郵便局私書箱15号

©琉球新報社2008年

THE RYUKYU SHIMPO

電子号外

命令止め差し支



原告団メンバーに「一部勝訴」を伝える関係者—19日午前11時19分ごろ、那覇地裁前

泡瀬埋め立て訴訟で那覇地裁

希少生物が生息する沖縄市の中城湾泡瀬沖合埋め立て(東部海浜開発)事業をめくり、住民ら五百八十二人が県知事と沖縄市長を相手に支出済み約二十億円(二〇〇五年提訴時)の返還と将来の支出差し止めなどを求めた訴訟の判決で、那覇地裁(田中健治裁判長)は十九日、県知事側に支出の差し止めを命じた。

判決は「沖縄市と沖縄県が行う事業については経済的合理性を欠く。経済的合理性を認めることはできない。以上から差し止め請求は理由がある」とした。ただし、本件確定までの支払い義務が生じるものは除くとした。

県知事側は、同事業が沖縄市に集客性の高い地区を形成し、新たな雇用の場を確保する目的があり、経済的合理性を有し、第一次的に執行は行政機関の裁量に委ねられていると主張。自然環境の保全については「沖合約二百%に展開する出島方式で82%の干潟は残る計画で、新種にも十分に配慮した上で事業実施されている」とし、事業の過程に違法性はないと請求棄却を求めていたが、判決は県知事側の主張を退けた。

原告側は泡瀬干潟について、約三百種の貝類や環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定される海藻、百種を超える渡り鳥などが確認される国際的に重要な場所と強調。埋め立てにより、日本で中城湾にだけ分布するトカゲガハゼなど多様な生物の生息域が縮小すると指摘し、泡瀬干潟を保全する必要性を主張してきた。

その上で、事業に伴う環境影響評価(環境アセスメント)について、十分な調査や予測になっていないとして「環境影響評価法に違反している」と主張、批判していた。